

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>.....</p> <p>.....<u>地方税法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 111 号）</u>、<u>地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 9 年政令第 17 号）</u>、<u>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）</u>及び<u>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）</u>の施行に伴い、.....</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>100 分の 1.7</u>.....</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>.....</p> <p>.....<u>地方税法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 111 号）</u>及び<u>地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 9 年政令第 17 号）</u>の施行に伴い、.....</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>100 分の 1</u>.....</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(附 則)</u></p> <p><u>(経過的处理)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、平成 26 年 4 月 1 日以後に行う消費税法第 2 条第 1 項第 12 号に規定する課税仕入れ(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第 4 条第 3 項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第 4 号又は第 5 号に掲げるものに該当するもの(以下「経過措置対象課税仕入れ」という。)を除く。)及び同日以後に消費税法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する保税地域から引き取る同項第 11 号に規定する課税貨物について適用し、同日前に行った同項第 12 号に規定する課税仕入れ(経過措置対象課税仕入れを含む。)及び同日前に同項第 2 号に規定する保税地域から引き取った同項第 11 号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。</u></p>	